

【法改正】2023年4月より出産育児一時金の金額が50万円になります。

出産育児一時金とは、健康保険の被保険者または被扶養者が出産した際に、一定の金額が支給される制度です。

近年、出産費用が年々上昇するなかで、平均的な標準費用を賄えるようにするため、**2023年4月以降の出産**に対し、給付額が42万円から50万円へ増額改定されます。

	産科医療補償制度の加算対象の場合	産科医療補償制度の加算対象外の場合
現行	42万円	40.8万円
2023年4月1日より	50万円	48.8万円

*産科医療補償制度とは、出生した子が脳性麻痺となり、一定の障害状態となった場合の補償制度で、分娩を取り扱う医療機関等が加入します。

出産育児一時金の給付額は、多胎出産（双子、三つ子など）の場合、多児数に応じて支給額が決定されるので、2023年4月より、双子の場合は「50万円×2＝100万円」となります（産科医療補償制度の加算対象の場合）。